

第3回子ども・子育て会議	
資料 No.10	H28.11.11

保育施設利用選考基準点表の改定について

保育施設利用選考基準点表を別紙のとおり改定します。

改定の考え方

父母の就労状況の内容変更については、就労実績がない場合のみ減点することとしました。また、自営業で自宅内勤務の場合には、自宅外勤務よりも融通が利きやすく保育の必要度が低いと考えられるため減点数を変更しました。